

# 船舶事故調査報告書

平成25年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	潜水者負傷
発生日時	平成25年1月24日（木） 09時40分ごろ
発生場所	長崎県対馬市鴨居瀬漁港沖 対馬市所在の鴨居瀬港西防波堤灯台から真方位119° 920m付近 （概位 北緯34° 19.7′ 東経129° 23.5′）
事故調査の経過	平成25年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 正丸、不詳 なし、個人所有 約4.0m×約1.8m×約0.5m、FRP ガソリン機関、約22kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 平成21年11月12日 （平成27年1月31日まで有効） 潜水者 男性 61歳
死傷者等	重傷 1人（潜水者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、対馬市弁財天鼻南西方にある弁財天瀬戸を約8ノットの対地速力で南南東進していたところ、前方に無人で錨泊している漁船（以下「錨泊船」という。）を認めた。 船長は、この付近では素潜り漁が行われているので、操業中の潜水者が錨泊船付近にいると思って見たところ、錨泊船の南東方約5～10mの海面において、素潜り漁の漁獲物を入れる網を付けた浮環（以下「本件浮環」という。）を認めた。 船長は、操業中の潜水者を避けるため、ふだんよりも南方まで進出してから左舵を取り、錨泊船から約15～20m離して北東方へ変針したが、平成25年1月24日09時40分ごろ、叫び声が聞こえたので、船尾方を振り向いたところ、海面に浮上している潜水者に気付

	<p>き、潜水者の救助に向かった。</p> <p>潜水者は、09時30分ごろから自己所有の錨泊船を離れ、本件浮環を潜水場所付近の海面に浮かべて素潜り漁を行っていたが、3回目の潜水時、本件浮環から約15m離れて潜水し、息継ぎのために浮上中、海面下約1.5～2mに至って上方を航行する船舶に気付いたが、避けられず、両腕で頭を庇い、船底に背中が当たり、プロペラによる渦に巻き込まれた。</p> <p>潜水者は、海面に浮上したところ、自身の負傷に気付き、本船に手を振って大声で叫び、本船が反転して間近に寄ってきたので、自力で本船へ乗り込み、船長に最寄りの漁業協同組合に連れて行くように依頼した。</p> <p>船長は、本船で潜水者を鴨居瀬漁港近くの漁業協同組合に運び、潜水者が同組合職員に救急車の手配を依頼した。</p> <p>潜水者は、左前頭部に裂傷並びに左肘及び左前腕に擦過傷を負い、救急車で搬送された病院で、止血、縫合等の処置を受け、1週間入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船長が親類から譲り受けたものであり、元の所有者が遠方に引っ越して亡くなったため、名義変更等の手続きを行わず、未受検船舶となっており、本事故後、廃棄処分された。</p> <p>船長は、近年、視力測定をしていないものの、眼鏡をかけずに日常生活を送っていた。</p> <p>潜水者は、ウエットスーツ、フード（ウエットスーツと同じ素材の顔面部を除く頭部を覆うもの）、ゴム手袋及び足ひれ（フィン）を着用し、10kgのウエイトベルト及び水中眼鏡を装備していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は弁財天瀬戸を航行中、船長が、前方に見えた錨泊船の南東方へ約5～10m離れた海面に本件浮環を認め、操業中の潜水者を避けようとして錨泊船から約15～20m離れて通航したものの、本件浮環から約15m離れ、海中を浮上していた潜水者に気付かなかったことから、プロペラが潜水者に接触して潜水者が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が弁財天瀬戸を航行中、船長が、前方に見えた錨泊船の南東方へ約5～10m離れた海面に本件浮環を認め、操業中の潜水者を避けようとして錨泊船から約15～20m離れて通航したものの、本件浮環から約15m離れ、海中を浮上していた潜水者に気付か</p>

	<p>なかったため、プロペラが潜水者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素潜り漁が行われている海域を通航する際は、減速して浮環などの目印を確認した上、できる限り、浮上した潜水者の状況を把握しながら、通航することが望ましい。</li> <li>・潜水者は、通航船からの目印となる錨泊船や浮環などから離れずに素潜り漁を行うことが望ましい。</li> </ul>